第二十五号様式　（平21内府令78・追加、平26内府令７・平26内府令49・令２内府令35・一部改正）

１　基本情報

⑴ファンドの名称

⑵委託会社等の情報⑵

⑶ファンドの目的・特色⑶

⑷投資リスク⑷

⑸運用実績⑸

⑹手続・手数料等⑹

２　追加的情報⑺

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　目論見書の記載に当たっては、ファンドの特色等を考慮し、投資者がファンドの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、この目論見書に係る内国投資信託受益証券についての有価証券届出書の記載内容の一部を誇張し、又はその一部を抽出して記載するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等（以下ｂ及び⑸ｂにおいて「図表等」という。）による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　目論見書の作成に当たっては、投資者が容易に理解することができるよう、適切な分量及び文字の大きさとしなければならない。これに加えて紙面で作成する場合には、適切な紙面の大きさとしなければならない。

ｄ　この目論見書が金融商品取引法の規定による「目論見書」であることが明白となるよう記載すること。

ｅ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

⑵　委託会社等の情報

第四号様式「記載上の注意」⑭ｂ及びｃにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。

⑶　ファンドの目的・特色

第四号様式「記載上の注意」⑫、⑭ａ及び⑮から⑲までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を

記載すること。

⑷　投資リスク

a　ファンドのもつリスク及びその管理体制について、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。

b　投資リスクの記載については、投資者が投資リスクの内容を容易に理解することができるよう、表現、記載順序等を工夫して記載すること。

c　a及びbに加えて、第四号様式「記載上の注意」⑳cおよびdに記載すべき事項を記載すること。

d　この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」㉖cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

⑸　運用実績

a　第四号様式「記載上の注意」㉘から㉞までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。

なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号様式「記載上の注意」㉘bにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響の大きいもの概ね10銘柄について記載すること。

b　運用実績の記載については、図表等を用いて投資者が容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。

⑹　手続・手数料等

a　投資者が申込みから換金（解約）までの間に行うべき手続として、第四号様式「記載上の注意」⑹、⑻、⑾、㊱、㊲及び㊵から㊷までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。

b　「手数料等」として、第四号様式「記載上の注意」㉑から㉕までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。また、第四号様式「記載上の注意」㉖により記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。

⑺　追加的情報

⑶から⑹までに掲げる事項のほか、この目論見書に係る内国投資信託受益証券についての有価証券届出書に記載された事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合には、「追加的記載事項」と明記して記載す

ること。

なお、「追加的記載事項」の記載については、投資者がその内容を容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。